

書類名	ページ	項番	項目	内容	回答
実施要領 (案)	5	6	参加資格	SPC事務所には、職員が常駐・常時勤務している必要はあるか。	常駐を義務付けてはいません。
		6.1	参加者の構成等	代表企業が途中で交代することは可能か。	原則認めません。
				事業を実施せずSPCに対して出資のみを行う企業は、参加グループの構成企業として本公募に参加が可能か。	可能です。
				組合に対して、SPCから業務発注を行うことは可能か。	「組合」が出資主体となることは可能です。「組合の構成企業」に個別出資義務はありません。また、出資の有無に関わらず、SPCから「組合」または「組合の構成企業」に業務発注を行うことに問題ははありません。民間企業間の取引であり、発注者は関与しないものと考えています。
				地元の事業協同組合が、地元市内企業の代表としてプロポーザルに参加し、SPCの構成員となって出資を行うケースを想定した場合、組合そのものが出資主体になれるのか。またその場合、組合を構成する「個々の組合員企業」も直接SPCへの個別出資義務を負うのか。	
		6.2	プロポーザル提案に参加する者に必要な資格条件等	グループの場合は、代表企業を含む全ての構成企業が条件を満たさなければならないのか。資格条件の①号「令和7・8年度調布市競争入札参加資格の承認を得たものであること」を満たしていない企業も参加グループの構成企業となることは可能か。	構成企業のうち、少なくとも1以上の企業が要件を満たす必要があるよう修正します。
	7	7.4	参加表明書の提出	参加表明時点で必要となる書類を提示いただけるか。	現在作成中です。
	2	1.5	(4)実施体制(イ)	業務遂行責任者は、6ページ以降の統括管理技術者と同義と考えてよいか。	「業務遂行責任者」は委託全体の責任者であり、「統括管理技術者」は統括管理業務に携わる者を想定しています。ただし、兼務は可能です。
			(5)危機管理対応	災害協定の具体的な内容について、従来に市内業者と締結されているものを提示いただくことは可能か。契約後ではなく公募段階での提示は可能か。	市ホームページをご確認ください。「調布市地域防災計画の資料編第4部」 https://www.city.chofu.lg.jp/020090/p013142.html
	5	2.4	年間修繕計画書(1)	修繕(計画的対応)にて実施する箇所等ごとの実施時期と概算修繕費用を記載するもの、とありますが、R13年度以降は対象数量や金額が未設定のため作成は不要なのか。	修繕(計画的対応)とは、特別重点調査の結果を踏まえ、現在見込んでいる対象路線を4年間で工事する計画としています。よって令和13年度以降はストックマネジメント事業で対応することとなります。
			年間修繕計画書(4)	「年間修繕計画には、住民通報や点検時に発覚した損傷個所における修繕(以下、「緊急修繕」という)は含めないものとする」、とありますが、修繕(計画的対応)は委託開始前の点検結果や現行のSM計画に基づく修繕工事という認識でよろしいか。	
	18	5.4.4	(1)修繕業務(計画的対応)の業務範囲	修繕(計画的)および調査について、R13以降が計上されていない理由は何か。	
	7	3.3	事業期間を通じて甲が乙に委託する業務	SPCと代表企業は別会社となるため、統括管理業務を代表企業が行うには、SPCから代表企業へ再委託する必要があります。「統括管理業務はSPCの代表企業以外への再委託は認めない」と理解してよいか。	統括管理業務はSPCの構成企業が行う旨の表記に修正します。
	8	3.4.1	【統括管理業務における努力目標】	年間苦情件数100件の内訳について、提示いただけるか。	要求水準書内に参考資料として提示します。
		3.4.2	情報管理業務の要求水準	市に提出する調査結果等のデータは、市が事象発生や作業箇所の特定が可能な形式・方法であれば、協議により市が保有する「下水道台帳システム」以外の方法に代替することは可能か。	記載のとおり、市が保有する「下水道台帳システム」への適合が必須です。
	9	3.4.3	初動対応業務の要求水準	台風や大雨による内水氾濫による浸水災害については、原則として業務対象外との理解で良いか。	ご理解のとおり、業務対象外となります。実際に災害対応が生じた場合には、災害協定に基づく対応とします。その際の費用は、本業務費ではなく、別途、災害協定に基づきお支払いします。
				現状の初動対応に関わる時間帯別出動回数・内容について、ご提示いただくことは可能うか。	要求水準書内に参考資料として提示します。
			初動対応業務の要求水準(イ)	緊急連絡窓口については、電話やメール、SNSなどの方法から受託者が選定し、発注者との協議により確認された方法を用いる想定でよいか。	問題ありません。
			初動対応業務の要求水準(ウ)	初動1時間程度を超える現地作業については、発注者の費用負担により対応を行う理解でよいか。	初動1時間程度を超えた場合には、緊急的修繕や緊急的清掃の対応になるものと考えています。
				住民からの通報・連絡の内容が下水道維持管理業務の範疇ではないと判断された場合、現場調査・対応は行わなくてもよいか。その場合は、「(ウ)住民からの通報・連絡後、『初動対応が必要と判断される場合は』速やかに現場調査・対応を行う。」等の条件を追記いただけるか。	原則として、下水道に関わる通報・連絡への対応を想定しています。よって、明らかに下水道維持管理業務外の内容であれば、対応は不要です。ご意見を採用し、要求水準書への追記をいたします。
			初動対応業務の要求水準(エ)	出動時に翌朝10時までに報告とあるが、困難な場合もあるのではないか。	少なくとも苦情があった場合、市に一報を入れることは可能と考えています。
	11	4.5ほか	プロフィットシェアに関する事項	プロフィットシェアの官民の配分については、どのように考えているか。	官：民＝50：50としています。記載を追加します。
	13	5.4	(2)作業数量及び費用の増減の考え方	維持管理業務以外に、他業務分の汚泥と混載して運搬や処分の対応を行うことは可能か。	適正な費用算定や案分が可能であれば、協議の上、可能と判断します。業務件名など、マニフェストが適切に処理できるようにお願いします。

要求水準書 (案)	14	5.4	(3)作業数量及び費用の増減	作業数量および費用の増減について、流用が可能となるのは同一年度内に留まる理解でよいのか。	ご理解のとおりです。
			(4)委託費執行の管理	委託費執行の管理について、毎月執行額と委託費残額を整理することは作業が煩雑化するのではないのか。	そのための「統括管理業務」であると考えています。
			維持管理業務の要求水準	交通誘導員の設置数についての考え方について、現場状況により必要な配置数が市が想定する基本配置数と異なる場合は、精算の対象として協議を行うことは可能か。	維持管理費内での調整をお願いします。 記載のとおり、想定額以上のお支払いは致しません。
	15	5.4.1	伏越清掃及び調査業務の要求水準	現地での作業を行った際に、現地状況により作業が困難であることが判明した場合、発注者との協議を踏まえて要した経費を対象に精算を行うことは可能か。	
			伏越清掃及び調査業務の要求水準	現地状況を踏まえて、当初予定していた機材や要員数では対応が困難であることが判明した場合、発注者との協議を踏まえて新たな提案を行い、認められた場合は必要な経費等を対象に精算を頂くことは可能か。	
	16	5.4.2	清掃業務(計画的対応)の要求水準	吐口点検は含まれるか。	記載漏れであるため点検業務に明示します。
				維持管理業務内で、他業務の汚泥と混載して運搬や処分の対応を行うことは可能か。	維持管理業務内であれば、問題ありません。 業務件名など、マニフェストが適切に処理できるようにお願いします。
				性能発注の趣旨に基づき、機能維持のために堆積量の多い箇所を優先して清掃計画を策定した場合、単価精算により年度予算上限に達しても目標延長(17,500m)を完遂できない可能性がある。管理実態(堆積状況)に即した優先順位付けと、一律の延長ノルマの達成が相反する場合の優先順位について確認したい。『予算上限内での適切な優先順位に基づく実施』がなされていれば、延長の未達をペナルティの対象外とするといったような評価判断基準の導入を検討いただけるか。	土砂堆積が多い箇所を想定し清掃し、汚泥処分費が増となった場合については、設計数量を満たさずとも予算上限まで清掃業務を実施していただくことで良いと考えています。
	17	5.4.3	(2)修繕業務(緊急的対応)の評価指標	清掃業務(緊急的対応)の誤記ではないのか。	ご指摘のとおり、修正します。
	18	5.4.4	(1)修繕業務(計画的対応)の業務範囲	工事内容・工事件数等、予定金額の積算根拠を提示いただけるか。	工事内容・箇所については、提示可能です。 積算額の提示は契約後であれば対応可能です。
	19	5.4.5	(1)修繕業務(緊急的対応)の業務範囲(ア)	委託期間中の点検・調査で発見した破損は緊急的対応に含めない、という認識でよいのか。あるいは、委託期間中の点検・調査で発見した破損は、毎年の年間修繕計画に含めて、計画的対応として修繕を実施するのか。	点検・調査で発見した破損のうち、緊急的な対応が必要と判断されるものについては、修繕業務(緊急的対応)の中で対応をお願いします。 それ以外はストックマネジメントによる対応を想定しています。
			(1)修繕業務(緊急的対応)の業務範囲(カ)	工事内容・工事件数等、予定金額の積算根拠を提示いただけるか。	現状、市が実施している年間予算を計上しています。 無条件ではありませんが、予期せぬ緊急対応の状況によっては、設計変更の可能性もあると認識しています。
	27	8.4.2	(1)統括関連業務	物価スライドについて、実施予定年度によっては、物価乗率とその時点の物価係数が見合っていないケースが想定されるのではないのか。	令和11年度までは、市が想定する物価上昇率に基づき計上しており、提示する金額を上限として性能発注として、対応願います。 令和12年度以降は、新たに定める経営戦略に基づき再算定することとしており、必要に応じて設計変更の対象になるものと考えています。
	35	伏越し清掃位置図	伏越清掃及び調査業務	10年間の事業期間中に、管路網の再編等に伴い、対象施設(伏越箇所数や管路延長等)の増減(除外等)が発生した場合の、委託料の精算(設計変更)は可能か。	要求水準としてのスケジュールの見直しを行うことが考えられます。 清算については維持管理費内での調整をお願いします。
				近年の作業実績等により清掃実施が困難とされる箇所も含まれているが、年間事業実施計画の策定時に、実施の可否や代替工法について、市と協議のうえで決定という認識でよいのか。	
	60	別紙3	しゅんせつ業務 (2)委託場所及び想定数量	第1期では調布幹線の暗渠部(京王多摩川駅東側)は対象外ですが、第2期では対象となるか。また、京王多摩川駅西側のマンション建設に伴い、暗渠部が追加されているが、そちらも対象になるか。	第2期でも対象外とする予定です。また、暗渠部が延伸された部分も合わせ除外する予定です。
	61	別紙4	維持管理業務「清掃業務(計画的対応)」の清算の方法	下水道管路内の土砂堆積状況やそれによる汚泥発生量は地中の実態に依存するため、受託者側で事前に完全にコントロールすることは困難である。万が一、著しい土砂堆積等により、計画延長(約17,500m/年)の流下能力を確保するための必要費用が当初予算の「3割」を超えて大幅に増加した場合の取扱いはどうなるか。	過年度の実績をもとに想定しています。 清算については維持管理費内での調整をお願いします。
	62	別紙4	その他業務「管理用地草刈業務」の清算方法	草刈業務は「性能発注」に分類され、「原則として設計変更は行わない」とされている。しかし一方で、「費用総額が想定額に満たない場合には減額対象となる」と規定されている。一般に、性能発注は受託者の創意工夫による効率化(回数低減や新技術導入等)でコストを削減した場合、その差益は民間事業者のインセンティブ(利益)として還元されるべきものと考ええる。実費や実施回数が下回ったことのみをもって一律で「減額」されるのであれば、受託者は「増額変更なし(自己負担リスク)」という片務的なリスクのみを負い、創意工夫の恩恵を得られないのではないのか。	草刈業務は「仕様発注」としています。

	62	別紙4	維持管理業務の清算について	維持管理業務全体での委託費上限額が設定されている中で、計画の確実な履行が評価指標となっている伏越清掃及び調査業務、清掃業務(計画的対応)、修繕業務(計画的対応)については大幅な減額が考えにくいため、実質的には「清掃業務(緊急的対応)と修繕業務(緊急的対応)の合計額が予算額を下回る場合に、清掃業務(計画的対応)の延長を増やすことで支払いを受けられる」という解釈でよいか。逆に、緊急的対応の必要件数が想定を上回った場合は、予算不足で対応できなくなりますが、そのようなことがないように緊急的対応には十分な予算が見込まれていると考えてよいか。	ご認識のとおりです。
	63	1.1	公募予定価格の算出【甲】	令和11年度に物価上昇率の見直しが行われるとの理解でよいか。	ご理解のとおりです。
			別表4-2基準額	汚泥処分費が物価変動や処分量の増加等により年間予定額を上回った場合、超過分の費用は受注者負担となるのか。それとも契約変更や精算の対象となるのか。	汚泥処分費は、維持管理業務に組み込むこととし、より柔軟な対応が可能となるように設定します。
	65	1.3	乗率の変更【甲】	年度ごとの物価スライドに関わる協議の進め方はどのようになるか。	物価上昇率は「経営戦略」において策定いたします。 物価スライドに関する協議は想定しておりません。
	65	1.4	事業実施時における委託上限額の決定	予算上限の見直しは行われる可能性はあるか。	「経営戦略」の見直しによる、物価上昇率の改定に伴い見直します。
	65	4.3	事業期間を通じて甲が乙に委託する業務	桝・取り付け管の点検・調査は不要との理解でよいか。	記載漏れであるため、点検業務に明示します。
	67	別紙4 2	③清掃業務(緊急的対応)、⑤修繕業務(緊急的対応)	単価の設定については、甲乙協議としながら、従来の単価契約と同等の設定とすると記載されています。協議にあたっては、まず甲から従来の設定をご提示頂けるということでよいか。	従来の単価契約による見積もり合わせの考え方と同じ考え方としています。 各年度の単価設定については、乙より物価の状況を踏まえた単価を提示していただくことを想定しています。
	別添1-1	別添資料1	3.対象施設	10年目に計画されているφ800mm以上の最大管径はいくらか。	点検業務はφ800未満を対象としているため誤記となります。φ800未満に修正いたします。
	別添2-1	別添資料2	3.対象施設	対象路線リストは公募段階で提示いただけるか。	対応いたします。
	別添3-5	別添資料3	6.1 提出図書	実施計画の計画期間がR18～28年度と想定されているため、提出期限はR17年度末でよいか。	ご理解のとおりです。
	別添4-1	別添資料4	3.実施数量	(4)BOD分析の検体数は、降雨継続時間にもよるため、1箇所あたり「最大で」20検体/年という理解でよいか。	ご理解のとおりです。
	別添6-1	別添資料6	2. 配置技術者(1)	複数の業者がポンプ点検に従事した場合を想定した、複数業者分の業務従事が盛り込んだ積算内容となっているのか。	仕様書の内容に応じた、積算となっています。
			5. 業務内容(2)	ポンプの排水点検時には、事前に始動点検を行う実状が想定されますが、業務範囲としてカウントされていますか。あるいは、積算歩掛に反映されていますか。	
			5. 業務内容(3)	具体的な作業が不明瞭ですが、ポンプを保管している災害用備蓄倉庫に保管している設備・資機材の確認・点検という認識でよいか。	ご認識のとおりです。
	別添6-2	別添資料6	7.非常時の体制	ここでいう非常時とは、災害発生時を指すものではなく、保守点検作業中の非常事態発生時(ポンプ故障の判明)という理解でよいか。	ご認識のとおりです。
契約書 (案)	5	第21条(3)	業務主任技術者	「乙は(中略)業務主任技術者を専任するものとする。」とあるが、「選任」でよいか。本業務に専任の従事者を置くことは困難ではないか。	ご指摘のとおり、「選任」です。修正いたします。
	8	第34条	施設更新等の請求	リスク分担において「既設管の劣化状況が悪く、使用不可能な場合」のリスク分担が「市」と「事業者」の双方に及び、「事業者が既設管劣化等の調査を行った結果、使用不可能な場合は協議を行う」とある。受託者が行う点検・調査(ストックマネジメント業務等)によって「既に修繕による維持が著しく非合理的であり、更新・改築が必要」と判断される管路が多数発見された場合、更新は市の負担(第34条第4項)となるが、それまでの暫定対応や、これに伴う機能維持不全のリスクはどちらに帰属するのか。	現時点では、大きなリスクを民間事業者に負わせることはないものとしています。
	12	第54条	委託料の請求	年間業務報告書の検査完了後ということは、年度末の1回しか委託料を請求できないのか。金額が大きいため、可能であれば毎月、それが難しければ少なくとも四半期毎の支払いを希望する。 精算に伴う甲乙の負担を増やさないう、年度の途中は定額払いとし、年度末に出来高精算を行うような支払い方法の検討は可能か。	四半期毎の請求・支払いができるものとします。統括関連業務は四半期で等分するものとし、他業務は四半期毎に出来高に応じた支払いとします。
	13	第55条	物価上昇率の見直しに基づく委託料の額の変更	リスク分担について、物価変動リスクについて「一定の範囲内」は事業者(乙)負担、「一定の範囲を超えた部分」は市(甲)負担とし、「必要に応じて変更等を想定」とされている。一方、契約書(案)第55条では「甲が策定した経営戦略における物価上昇率が見直された場合は、委託料の額の変更を行わなければならない」とされている。近年のような急激なインフレが発生した場合、市の「経営戦略における物価上昇率の見直し」のタイミングを待つだけでは、事業者の経営が著しく圧迫されるリスクがあるのではないか。	一時的な物価上昇については、作業数量の調整により対応可能であると考えています。
				経営戦略の改定時期(令和11年度・16年度)を待たずとも、労務単価や燃料費等の市場実態を早期に反映できるよう、客観的指標に基づき年次で委託料を調整する仕組み(年次スライド)の導入について、ご検討いただくことは可能か。	
	20		別記1 各年度の支払い上限額	汚泥処分費について、現状の年度ごとの出来高精算および減額精算の仕組みでは、伏越清掃等の実施箇所の偏りや現場状況による汚泥量の年次変動に柔軟に対応できない。 汚泥処分費を『10年間の総枠管理』、あるいは『複数年度での予算持ち越し(繰り越し)』を可能とする仕組みへの変更を検討いただけるか。	汚泥処分費は、維持管理業務に組み込むこととし、より柔軟な対応が可能となるように設定します。